

1 調査名称：鬼北町都市計画道路見直し調査

2 調査主体：鬼北町

3 調査圏域：広見都市計画区域内

4 調査期間：平成 28 年度～平成 29 年度

5 調査概要：

本町の都市計画道路は 8 路線、総延長距離 6.31km となっており、その内、整備済延長は 1.3km であり、長期にわたって整備が行われていない路線が存在する。都市計画道路網がその決定から相当な期間を経過し、決定当時から社会経済情勢が大きく変化していることから、現在の都市計画や道路網としての位置づけに合致しない路線も生じている。よって交通量調査、将来交通量推計等の調査・検討を行い、都市計画道路見直し方針（案）を作成する。

## I 調査概要

1 調査名称 : 鬼北町都市計画道路見直し委託業務

### 2 報告書目次

#### 序章 業務の目的と方法

- 1 業務の背景と目的
- 2 業務の全体構成及び方法
- 3 業務の内容

#### 第1章 現況交通量の把握

- 1 調査の概要
- 2 調査結果

#### 第2章 将来交通量の推計

- 1 将来交通量推計の目的と方法
- 2 交通量推計の前提条件
- 3 現況交通量配分
- 3 将来交通量配分

#### 第3章 見直し対象路線の抽出 (ステップ1)

- 1 見直し対象路線の抽出条件
- 2 見直し対象路線の抽出

#### 第4章 見直し対象路線の検証・評価 (ステップ2)

- 1 対象路線の現状把握
- 2 路線の必要性の検証
- 3 代替路線及び事業の実現性の検証
- 4 見直し候補路線の選定

#### 第5章 見直し方針の策定 (ステップ3)

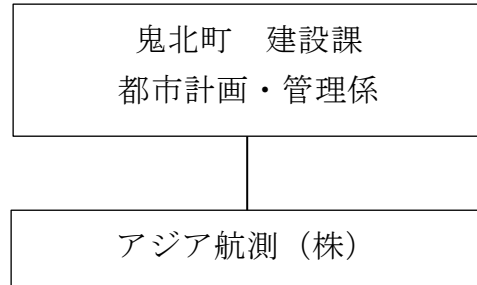
- 1 将来交通量の再検証
- 2 住民との合意形成

#### 第6章 鬼北町都市計画道路見直方針 (案)

#### 参考資料

- 参考資料-1 路線カルテ
- 参考資料-2 現況交通量調査 調査実施計画書
- 参考資料-3 現況交通量調査結果
- 参考資料-4 将来交通量推計
- 参考資料-5 見直し候補路線の見直し理由補足資料

3 調査体制



4 委員会名簿等：

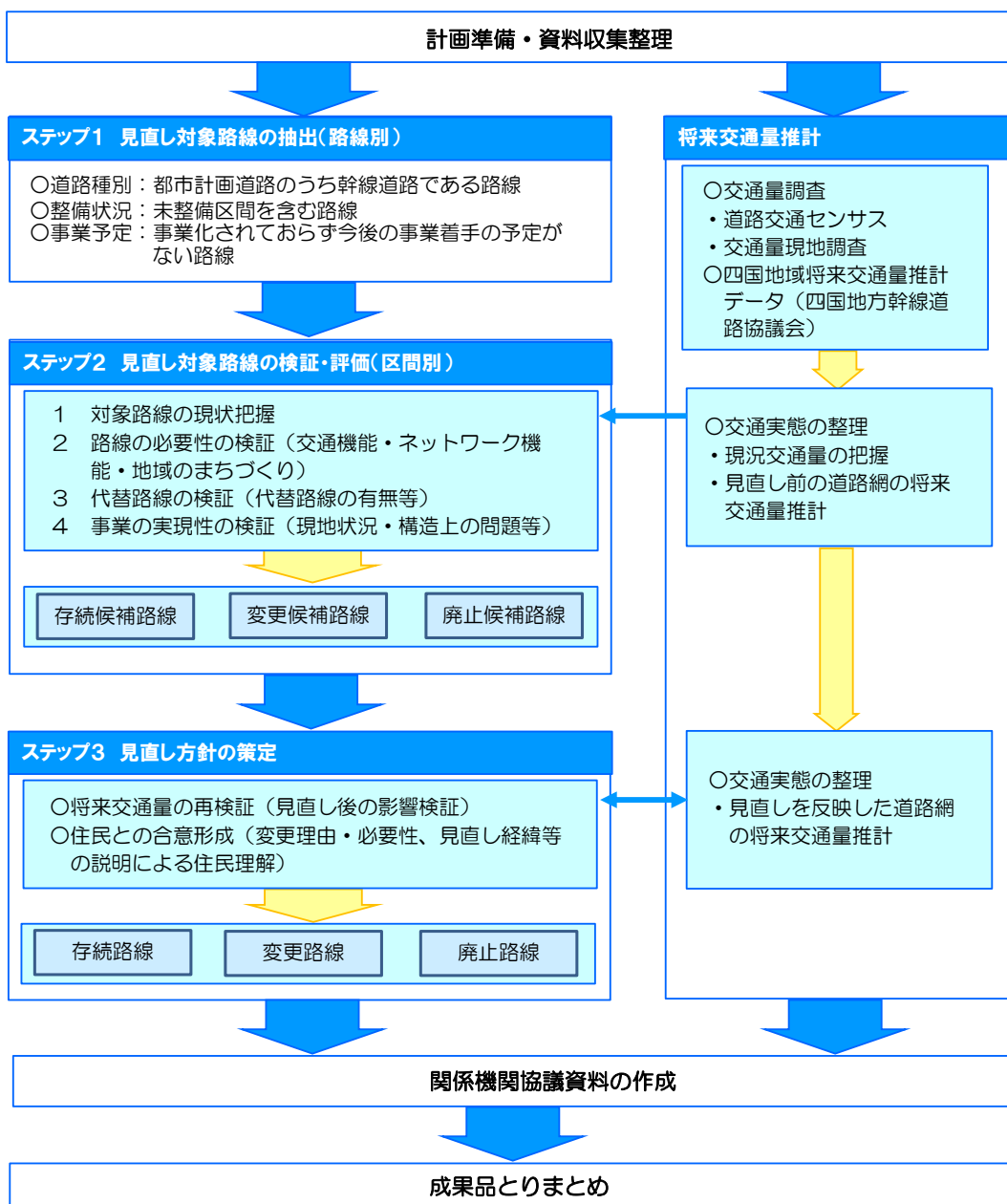
## II 調査成果

### 1 調査目的

本町の都市計画道路は8路線であり、長期にわたって整備が行われていない路線が存在している。

本業務は本町の都市計画道路について、都市計画決定後、未着手の区間を対象に、交通機能や必要性等の観点から検証し、計画の継続・変更等の見直しの方向性を定め、「鬼北町都市計画道路見直し方針（案）」を作成する。

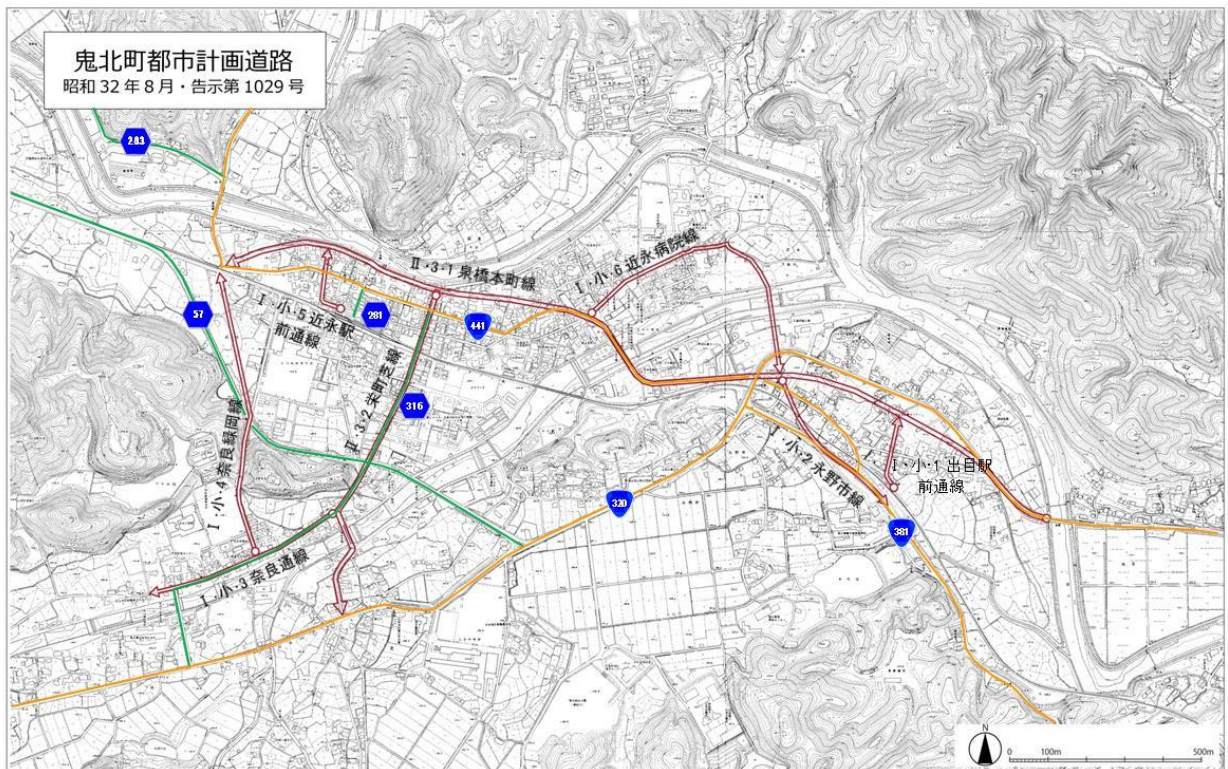
### 2 調査フロー



### 3 調査圏域図

調査圏域は、鬼北町都市計画区域内（JR 予土線、近永駅、出目駅周辺地域）

路線番号	都市計画道路線名	延長(m)	幅員(m)	備考
Ⅱ・3・1	泉橋本町線	2,360	12	一部国道 441 号、国道 320 号と重複
Ⅱ・3・2	栄町芝線	630	12	県道 316 号線と重複
	堺町芝線	300	8	
I・小・1	出目駅前通線	160	8	
I・小・2	永野市線	520	8	一部国道 381 号と重複
I・小・3	奈良通線	570	8	
I・小・4	奈良緑岡線	820	8	
I・小・5	近永駅前通線	200	8	
I・小・6	近永病院線	750	8	
計		6,310		

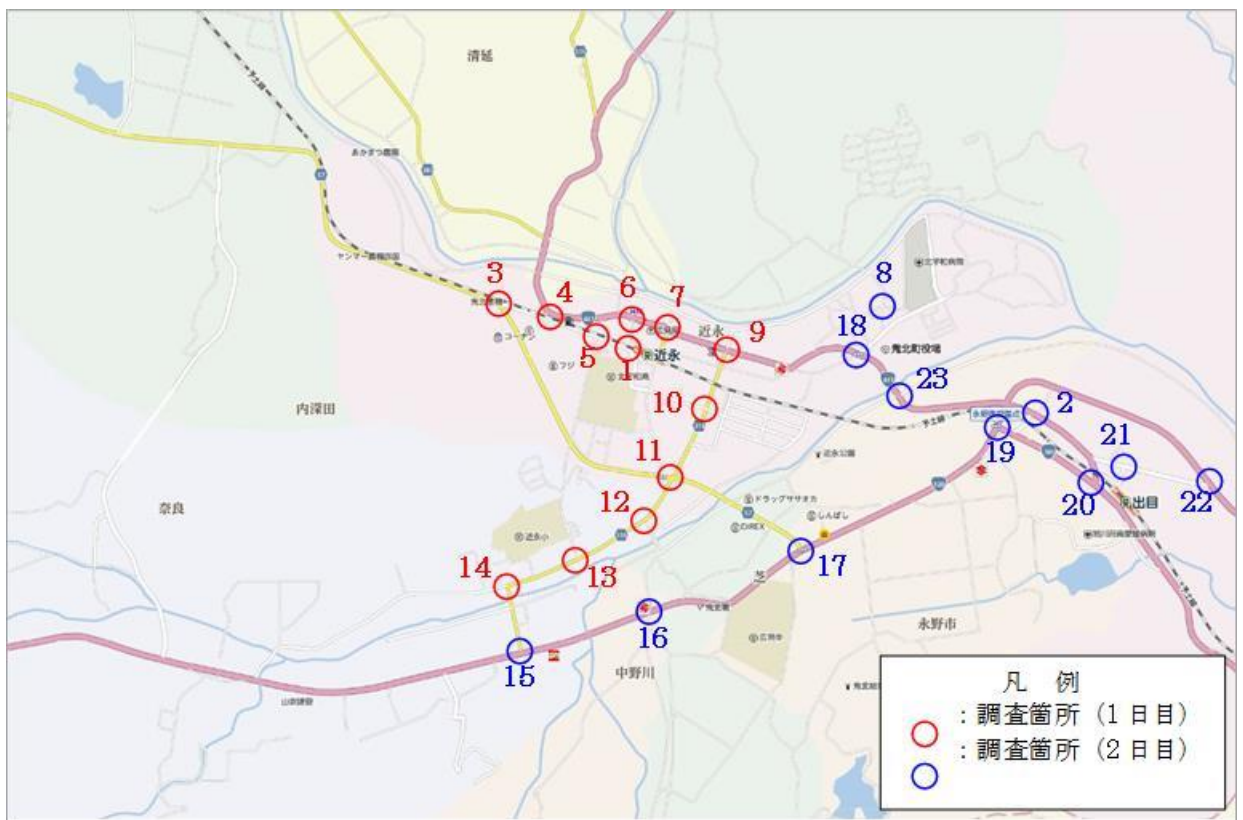


#### 4 調査成果

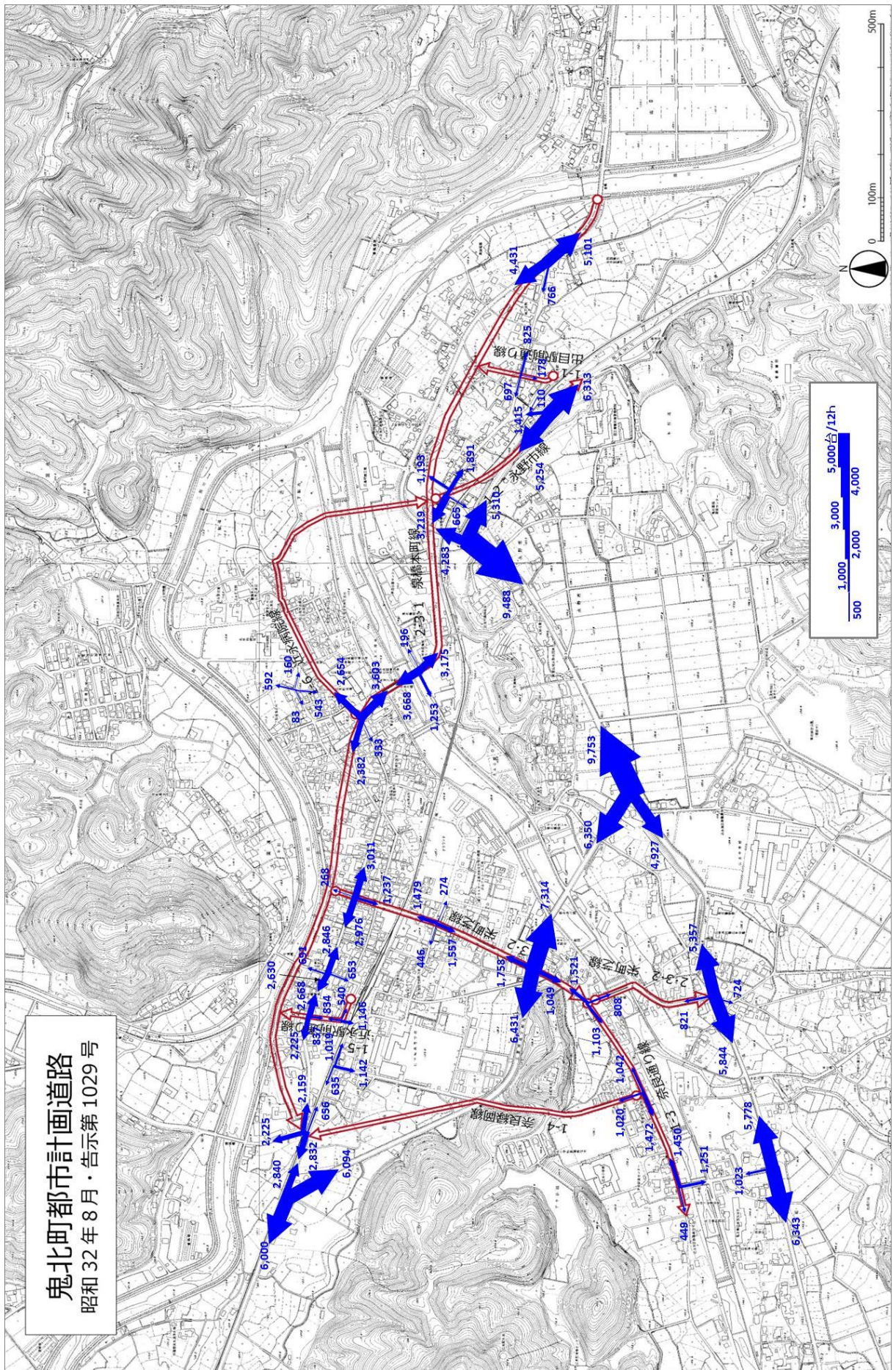
##### (1) 交通量調査

未整備の都市計画道路の現道及び並行する路線について、見直し対象路線の必要性の検証や現況交通量配分の再現性の検証に用いる基礎データとして交通量調査を行った。

《調査箇所：23箇所》



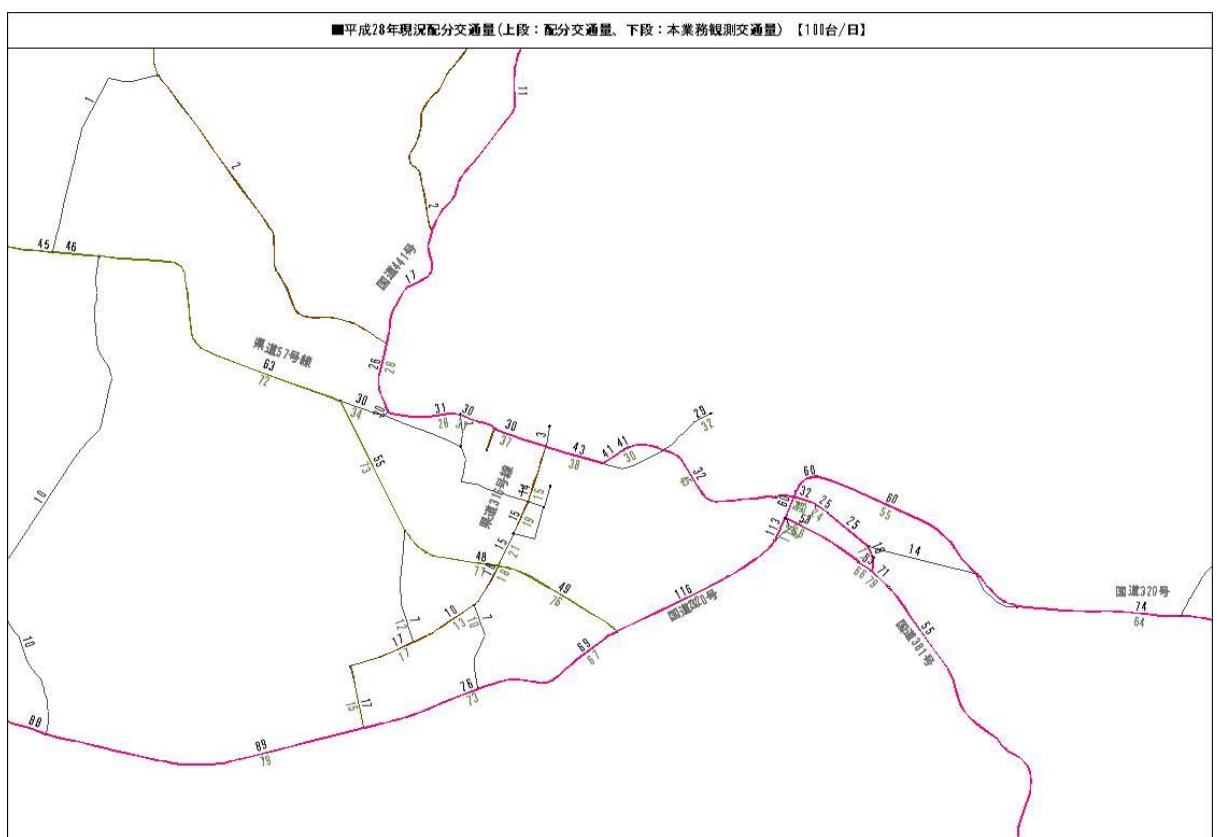
《調査結果》



## (2) 現況交通量推計

平成 17 年度現況配分ネットワークと現況配分 OD 表を用いて、現況配分を実施し再現交通量と平成 17 年センサス観測交通量、本業務で実施した平成 28 年交通量調査結果との比較より、配分モデルの検証を行いました。

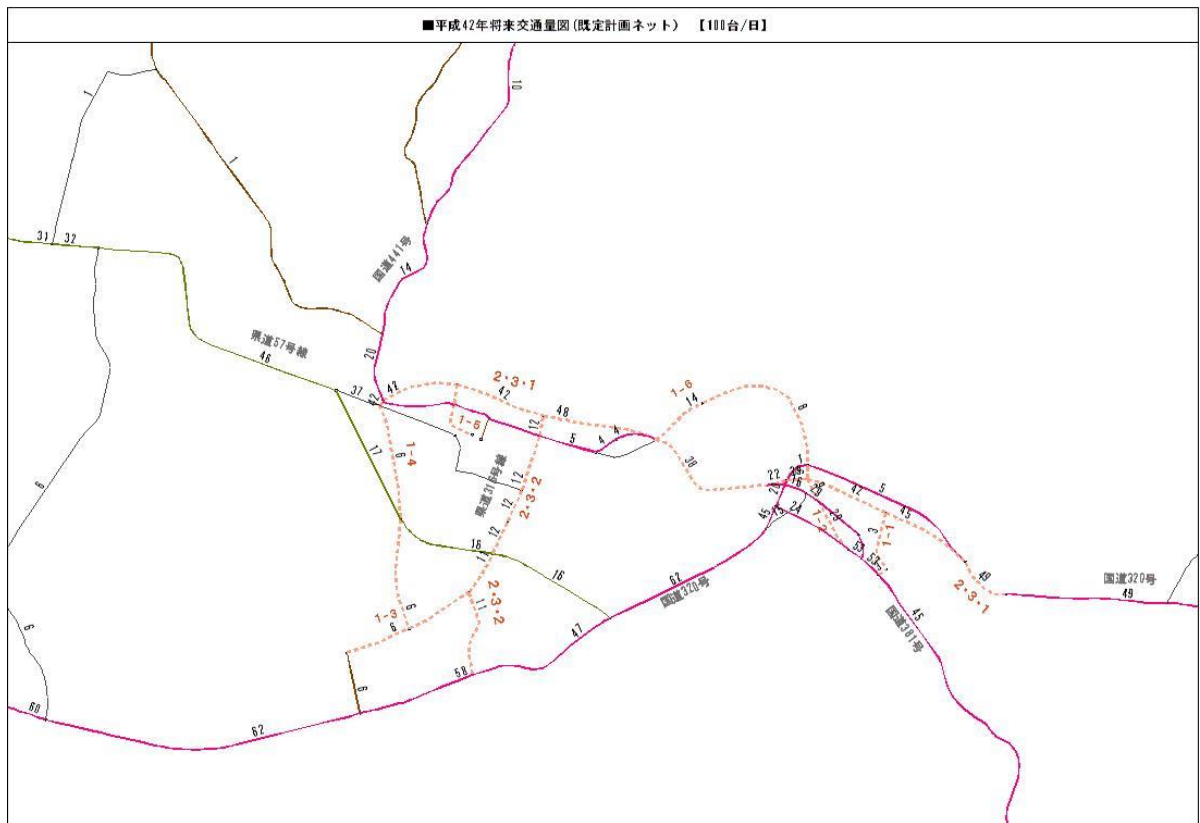
- ・鬼北町及びその周辺のセンサス観測地点 12 地点を検証地点とした結果、相関係数は 0.948 と再現精度は高いものとなっています。
- ・また、鬼北町市街地については本業務で実施した交通量調査結果との比較検証を行った結果、平成 17 年と平成 28 年という時点の相違があるものの相関係数は 0.942 となっており再現性は良好な結果となった。



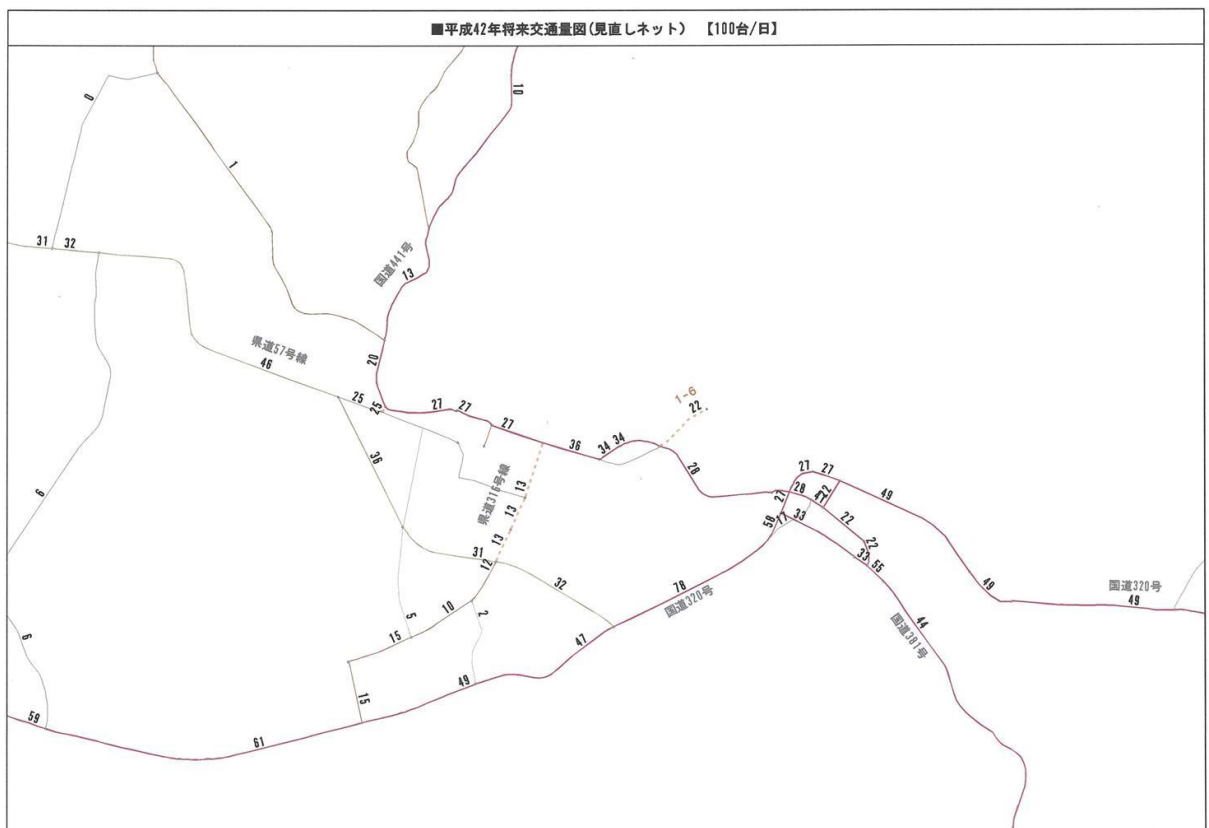


### (3) 将来交通量推計

《都市計画道路既定計画フルネット》

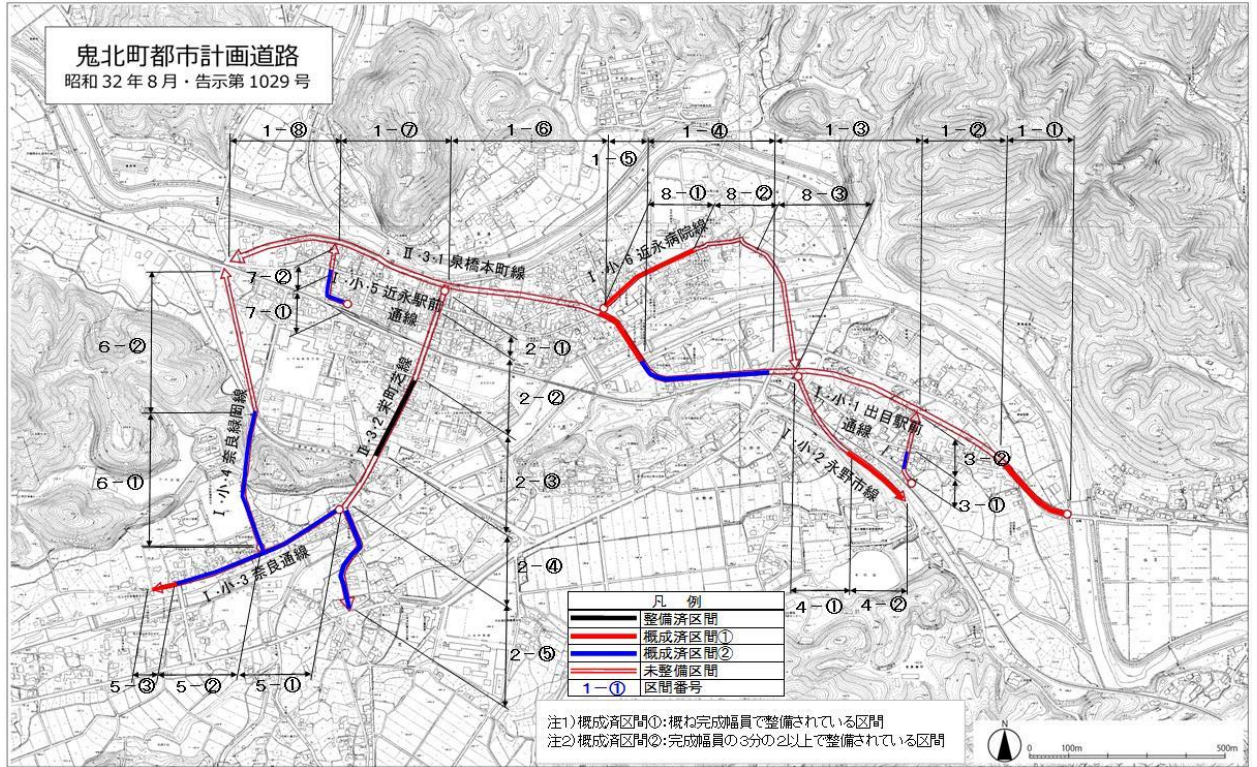


《都市計画道路見直し計画ネット》



(4) 見直し対象路線の抽出

道路管理者区分や道路の整備状況、国道・県道や他の都市計画道路との交差状況など考慮し、都市計画道路見直し対象路線及び区間を次のように設定した。  
(見直し対象 8 路線、20 区間)



《対象路線の現状把握》

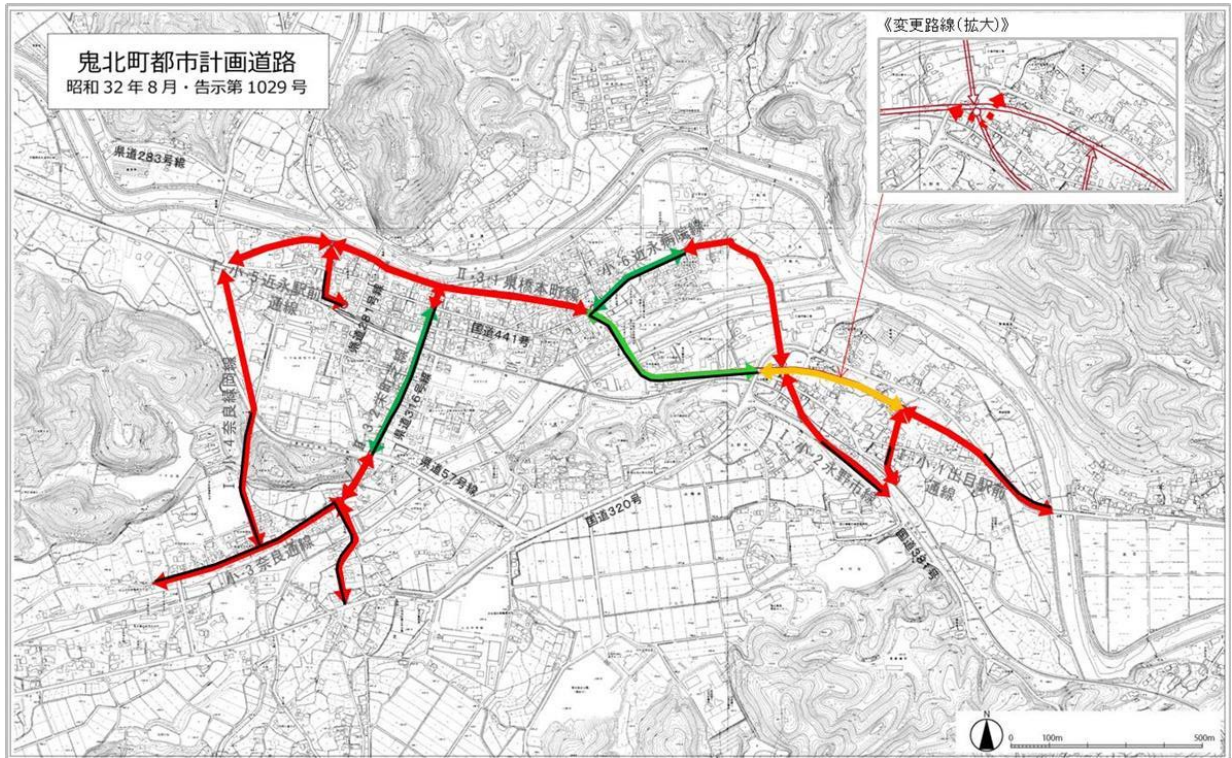
検討対象路線	種別	名称		延長 (m)	幅員 (m)	評価区間				見直し対象路線の抽出結果		
		番号	路線名			区間番号	延長 (m)	道路状況	現況幅員 (m)		現況交通量 (台/12h) ※7ルネット	将来交通量 (台/日) ※7ルネット
1	幹線道路	II・3・1	泉橋本町線	2,360	12	①	290	現道あり(国道320号)概成済区間②	9~12	4431~5101	4900	見直し対象外
						②	210	現道なし	-	-	4500	見直し対象
						③	400	現道なし	-	-	4200	見直し対象
						④	330	現道あり(国道441号)概成済区間②	9	3668	3800	見直し対象
						⑤	180	現道あり(国道441号)概成済区間①	12	3603	3800	見直し対象外
						⑥	380	現道なし(一部国道441号)	-	-	4800	見直し対象
						⑦	290	現道あり(三間川沿い)	4~6	-	4200	見直し対象
						⑧	280	現道なし(一部町道と重複)	-	-	4200	見直し対象
2	幹線道路	II・3・2	栄町芝線	630	12	①	70	現道あり	4~6	268	1200	見直し対象
						②	180	現道あり(県道316号線)整備中區間	6	1479	1200	見直し対象外
						③	220	現道あり(県道316号線)整備済区間	12	1758	1200	見直し対象外
						④	160	現道あり(県道316号線)	6~10	1321	1100	見直し対象
3	幹線道路	I・小・1	出目駅前通線	160	8	⑤	300	現道あり、概成済区間	5~9	821	1100	見直し対象
						①	80	現道あり 概成済区間②	4~7	178	300	見直し対象
4	幹線道路	I・小・2	永野市線	520	8	②	80	現道なし	-	-	300	見直し対象
						①	300	現道なし	-	-	2900	見直し対象
5	幹線道路	I・小・3	奈良通線	570	8	②	220	現道あり(国道381号)概成済区間①	12	6313	5300	見直し対象外
						①	250	現道あり(県道316号線)概成済区間②	6	1103	1100	見直し対象
						②	240	現道あり(県道316号線)概成済区間②	6	1472	600	見直し対象
6	幹線道路	I・小・4	奈良線同線	820	8	③	80	現道あり(町道)概成済区間①	8	449	600	見直し対象外
						①	380	現道あり 概成済区間②	7~8	1020	600	見直し対象
						②	440	現道なし	-	-	600	見直し対象
7	幹線道路	I・小・5	近永駅前通線	200	8	①	130	現道あり、概成済区間②	7	837	-	見直し対象
						②	70	現道なし	-	-	-	見直し対象
8	幹線道路	I・小・6	近永病院線	750	8	①	300	現道あり、概成済区間①	12	2654	1400	見直し対象外
						②	160	現道あり	2~4	-	800	見直し対象
						③	290	現道なし	-	-	800	見直し対象

注1: 都市計画道路番号は、当初決定の路線番号。

注2: 「概成済」区間とは、「改良済」以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道(概ね計画幅員の2/3以上、または、4車線以上の幅員を要する道路)を要する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。  
 注3: 概成済区間①とは、概ね完成幅員で整備されている区間。概成済区間②とは、完成幅員の3分の2以上で整備されている区間。

(5) 都市計画道路の見直し方針（案）

都市計画道路 番号・名称	見直し対象路線の 検証・評価の判定	見直し方針（案）
Ⅱ・3・1 泉橋本町線	存続・変更・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側端は、国道 320 号による交通機能の代替が可能のため廃止候補とする。</li> <li>・国道 320 号から役場前の間は、役場や北宇和病院への主要アクセス道路として存続候補とする。</li> <li>・役場以西の区間は、沿道に多くの人家や堅牢建築物等が存在し、南側に位置する国道 441 号及び県道 57 号により、交通機能の代替が可能のため廃止候補とする。</li> </ul>
Ⅱ・3・2 栄町芝線	存続・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 441 号以北の区間は、現道や周辺道路による交通機能の代替が可能のため、廃止候補とする。</li> <li>・国道 441 号から県道 57 号線の区間は、県道事業で整備済及び整備中区間であり、中心市街地への南北幹線道路として存続候補とする。</li> <li>・南側区間は、現道や周辺道路による交通機能等の代替が可能のため廃止候補とする。</li> </ul>
I・小・1 出目駅前通線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現道や周辺道路による交通機能等の代替が可能のため廃止候補とする。</li> </ul>
I・小・2 永野市線	廃止	
I・小・3 奈良通線	廃止	
I・小・4 奈良緑岡線	廃止	
I・小・5 近永駅前通線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅へ接続する県道 281 号線及び町道等の既存道路による交通機能の代替が可能であり、駅周辺開発の計画もないことから、廃止候補とする。</li> </ul>
I・小・6 近永病院線	存続・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側区間は、役場や北宇和病院を連絡する主要道路として存続候補とする。</li> <li>・東側区間は、河川横断や沿道の工場との関係等を踏まえ廃止候補とする。</li> </ul>



※「変更候補路線」の起終点は、現段階の案であり、今後、さらなる検討・調整を図ります。